

大阪市PTA協議会会則

第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 この会は、大阪市PTA協議会（以下「本会」という）と称する。

2 本会の事務所は、大阪府中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内におく。

(組 織)

第2条 本会は、大阪市立校園PTA（以下「校園PTA」という）を単位として組織する協議体である。

2 本会は、目的を同じくする公益社団法人日本PTA全国協議会へ加盟する。

(目 的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 区PTA協議会との連携を通して、校園PTAの健全な発展をはかる。
- (2) 関係諸機関・団体と連携、協調し、本市在学青少年の健全育成をはかる。
- (3) 家庭教育および社会教育に対する理解を深め、社会教育団体としての民主的な運営について研究し、その普及につとめる。
- (4) 家庭、学校および社会における教育の振興につとめる。

(方 針)

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会および本会の役員はその名において、営利的、宗教的、政党的な団体および事業に関係をもつことも、また公私を問わすいかなる職務の候補者を推薦することもできない。
- (2) 本会は、社会教育団体として、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は教育行政に干渉しない。

(事 業)

第5条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 校園PTAおよび区PTA協議会の活動を促進するための研究会の開催、PTA活動に関する指導と情報の提供。
- (2) 指導者の養成と資質の向上をはかるための研修会、講習会の開催。
- (3) PTA会員の向上に寄与することを目的とし、大阪市PTAだより編集室を設け、広報紙を発行する。大阪市PTAだより編集室規約は別に定める。
- (4) その他目的を達成するための事業の開催。

第2章 会 員

(会員の定義)

第6条 本会の会員とは、本会を組織する校園PTAの会員をいう。

（会員の権利と義務）

第7条 会員は、本会の運営に関し、所属校園PTAの代議員および所属区PTA協議会の理事を通じて、総会および理事会に意見を提出し、回答を求めることができる。

第8条 会員は、本会の目的達成に努力するとともに所属の校園のPTAと区PTA協議会を通じて、第55条の規定による会費を納めなければならない。

第3章 代 議 員

（代議員の選出）

第6条 各校園PTAは、4月中に4名の代議員（男性代表と女性代表と先生）を選出する。

2 代議員のうち1名は、当該校園PTAの会長とする。

（代議員の任期）

第10条 代議員の任期は1年とし、5月1日から翌年4月30日までとする。

ただし、新代議員の選出が遅れた場合は、引続きその期間その職務を行なうものとする。

第11条 代議員に欠員を生じた場合は第9条の規定に準じて補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 理 事

（理事の選出）

第12条 区PTA協議会は、5月20日までに理事4名（男性代表と女性代表と先生）を選出する。ただし、理事のうち1名は当該区PTA協議会の会長とする。

2 大阪市立幼稚園PTA連絡協議会は区PTA協議会とは別に5月20日までに理事4名を選出する。

3 第51条の専門委員は、前2項の規定にかかわらず理事とする。

（理事の任期）

第13条 理事の任期は1年とする。6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、新理事の選出が遅れた場合は引続きその期間その職務を行なうものとする。

2 理事は、再選を認められる。

第14条 理事に欠員を生じた場合、第12条の規定に準じて補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 役 員

（役 員）

第15条 本会の役員は、次のとおりとする。

（1）会 長 1名

（2）副会長 若干名（男性代表と女性代表と先生）

第16条 新年度の理事、前年度の役員、委員長（新年度代議員に限る）、理事経験者（新年度代議員に限る）および役員を連続2年以上経験し、単位PTA会長、当該区PTA会長の推薦者のうち、公選による公職者でない者は役員に選出されることができる。

第17条 役員は、次の方法により選出される。

- (1) 新年度理事会において、理事中から6名（男性代表2名、女性代表2名、先生2名）、前年度実行委員中から1名の指名委員を選出する。
- (2) 指名委員は、候補者となることができない。
- (3) 指名委員は、役員候補者を選び、理事会に報告する。
- (4) 理事会は、候補者中から、本人の承認を得て、各役員を選出し、総会の承認を求める。

（役員の任期）

第18条 役員の任期は、1年とし、6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、新役員の選出が遅れた場合は、引続きその期間その職務を行なうものとする。

2 役員は、再選を認められる。

第19条 会長に欠員を生じた場合は、全副会長の協議により、いずれかの1人が就任する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第20条 副会長に欠員を生じた場合は、理事会が理事中から補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（役員の兼務制限）

第21条 役員は、本会の他の役員、委員長および委員を兼ねることができない。ただし、特別委員会および大会運営委員会についてはこの限りではない。

（役員の任務）

第22条 会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 総会、理事会および実行委員会を招集し、かつ、実行委員会の議長をつとめる。
- (3) 理事会の承認を得て、会計監査委員および専門委員を除くすべての委員会の委員および委員長を理事より任命する。

第23条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にその代理をつとめる。

2 庶務担当副会長は、総会、理事会および実行委員会の記録をつくり保管し、その他本会の庶務を行なう。

3 会計担当副会長は予算・決算原案を作成するほか予算に基づき会計事務を処理する。

第24条 本会に相談役を置く。相談役は大阪市PTA協議会歴代会長をもって委嘱する。相談役は会長の諮問に応じる。

第6章 会計監査委員

（会計監査委員）

第25条 本会の経理を監査するために、3名の会計監査委員をおき、うち1名を委員長とする。

（会計監査委員の選出）

第26条 会計監査委員および委員長の選出は、代議員中より公選による公職者でない者を選出する。

2 選出方法は、第17条の規定に準じて行なう。

(会計監査委員の任期)

第27条 会計監査委員の任期は1年とし、6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、新委員の選出が遅れた場合は、引続きその期間その職務を行なうものとする。

2 会計監査委員の再任は認められない。

3 会計監査委員に欠員を生じた場合は、理事会が代議員中から補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会計監査委員の兼務制限)

第28条 会計監査委員は、役員、理事、委員長および委員を兼ねることができない。

(会計監査委員の任務)

第29条 会計監査委員は、当該年度の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第30条 会計監査委員は、理事会に出席して意見をのべることができる。

第7章 会 議

第31条 本会の会議は、総会、理事会および実行委員会とする。

(総 会)

第32条 総会は、本会の最高議決機関である。

(総会の成立と会議の成立)

第33条 総会は、代議員、理事および実行委員会の構成員によって構成される。

2 総会の会議は、その構成員の5分の1以上の出席によって成立する。議決は出席者の過半数の同意を要する。

3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない場合、書面および電子メール、FAXをもって委任することができる。

4 前項の場合における第33条2項の規定については出席したものとみなす。

5 総会の議長は、開催の都度、理事中より出席者の意を得て選出する。

(総会の開催)

第34条 総会は、年1回以上開く。

第35条 総会は、会長が必要と認めた場合、およびその構成員の5分の1以上から会議の目的とする事項を示して要求があった場合にもこれを開く。

(理 事 会)

第36条 理事会は、理事および実行委員会の構成員によって構成される。

2 理事会の会議は、その構成員の3分の1以上の出席によって成立する。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない場合、書面および電子メール、FAXをもって委任することができる。

4 前項の場合における第36条2項の規定については出席したものとみなす。

5 理事会の議長は、開催の都度、理事中より出席者の同意を得て選出する。

(理事会の開催)

第37条 理事会は、原則として毎月1回開催する。

第38条 理事会は、会長が必要と認めた場合、および理事の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して要求があった場合には、これを開く。

(理事会の任務)

第39条 理事会は、本会の運営について審議、検討し、重要な事項を決議する。

2 急を要する場合、総会に代わって決議を代行することができる。ただし、この場合、議決の経過を次の総会に報告しなければならない。

3 その他、会則および総会の議決に基づいて、本会運営の責任をもつ。

(実行委員会)

第40条 実行委員会は、役員、委員会の委員長および専門委員2名をもって構成する。

(実行委員会の開催)

第41条 実行委員会は、原則として毎月1回開催する。

(実行委員会の任務)

第42条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 各委員会によって立案された活動計画を審議検討する。

(2) 総会および理事会に提出する議案を作成する。

(3) その他本会の目的、方針に関する問題について審議する。

第8章 委員会

(常置委員会)

第43条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するために、次の常置委員会を置く。

(1) 研修委員会

(2) 事業委員会

(3) 広報情報推進委員会

(常置委員会の委員長、委員の任期)

第44条 常置委員会および委員の任期は次のとおりとする。

(1) 委員長および委員の任期は1年とし、6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、新理事の選出が遅れた場合は引き続きその期間その職務を行うものとする。

(2) 委員長および委員の再任は認められる。

(3) 委員の数は理事会において定める。

(常置委員会の任務)

第45条 研修委員会は、指導者の養成および指導者の資質向上をはかるために研修会、講習会を企画、立案し、これを実施する。

第46条 事業委員会は、成人教育活動、青少年活動、保健・給食、体育・厚生活動等に関する事業を必要に応じて企画、立案し、これを実施する。

第47条 広報情報推進委員会は「大阪市PTAだより」の編集発行に協力する。その他PTA活動促進をはかるための資料の収集と編さんにあたる。第4条の規定を厳守しホームページの更新、運営を行い、PTA活動推進をはかり、あらゆる情報発信にあたる。

(区PTA協議会会長会)

第48条 当该区、校園PTAの状況報告、意見交換を行い、連携を通して、校園PTAの健全な発展、本市在学青少年の健全育成を図る。

(特別委員会)

第49条 本会の運営について特別の必要があるときは、理事会の決議により特別委員会をおくことができる。

第50条 特別委員会は、特別な事項について、調査、研究し、必要な企画・立案を行なう。

2 特別委員会は、任務終了後は解散する。

(専門委員)

第51条 専門委員は、会長が会員中より理事会の承認を得て任命する。

2 専門委員の任期は常置委員会の規定に準ずる。

3 専門委員は実行委員会の構成員2名を互選する。

第52条 専門委員は、専門的な事項について調査および研究を行ない、必要な計画をたてる。

第53条 専門委員は、その活動について実行委員会および理事会の承認を得なければならない。

第9章 経 理

(経 費)

第54条 本会の経費は、会費およびその他の収入を以って支弁する。

(会費徴収)

第55条 会費は年度ごとに区PTA協議会が100円に、区内小・中学校児童、生徒数を乗じた額と、85円に区内幼稚園の園児数を乗じた額を加えて納入する。

2 園児、児童、生徒数は5月1日現在のものとする。

(会計年度)

第56条 本会の会計年度は、6月1日に始まり、翌年5月31日に終る。

(会計監査)

第57条 会計は、本会の経理について、11月と翌年5月の2回、会計監査委員の監査を受けなければならない。

第58条 本会の経理事務について必要な事項は、理事会がこれを定める。

第10章 事 務 局

(事務局)

第59条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局の細則は、別に規定を設ける。

第11章 改正

(改正)

第60条 本会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案を理事会において承認の上、少なくとも総会の10日前までにその内容を全代議員に通知しておかなければならない。

- 2 改正した会則は、承認日同日により施行する。
- 3 細則および規定は理事会において定める。

昭和25年10月13日制定
 昭和27年 9月 4日改正
 昭和30年 7月28日改正
 昭和31年 3月 9日改正
 昭和34年 2月16日改正
 昭和35年 6月28日改正
 昭和38年 7月 4日改正
 昭和40年 6月24日改正
 昭和41年 6月24日改正
 昭和42年 6月24日改正
 昭和43年 2月28日改正
 昭和44年10月22日改正
 昭和46年 6月17日改正
 昭和50年 4月11日改正
 昭和52年 7月12日改正
 昭和56年 4月13日改正
 昭和57年 7月 2日改正
 昭和62年 6月24日改正
 平成 6年 6月23日改正
 平成11年 6月18日改正
 平成17年 6月16日改正
 平成22年 6月22日改正
 平成23年 6月21日改正
 平成24年 6月21日改正
 平成25年 6月20日改正
 平成30年 6月15日改正
 令和 3年 6月29日改正
 令和 4年 6月14日改正